東京大学国際協創海外研究拠点規則

令和８年１月２９日
役員会議決
東大規則４０号
沿革

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学基本組織規則（平成１６年４月１日東大規則第１号。以下「基本組織規則」という。）第２１条の６に規定する国際協創海外研究拠点（以下「拠点」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則による用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1)　部局等　基本組織規則に規定する附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設、教育研究部局、東京大学病院並びに同規則第１６条、第１７条及び第１８条の規定に基づく室等をいう。

(2)　主管部局　拠点の運営を統括する部局等をいう。

(3)　連携部局　主管部局と連携して拠点の運営を行う部局等をいう。

(4)　国際協創パートナー機関　国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）が拠点の設置に際し連携する海外の研究機関をいう。

（設置の申請）

第３条　主管部局の長は、拠点を設置しようとするときは、総長に申請しなければならない。ただし、連携部局がある場合は、申請に先立ち、あらかじめ全ての連携部局の長の合意を得るものとする。

（設置の基準及び決定）

第４条　拠点は、次の各号の基準のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)　国際協創パートナー機関との十分な連携による拠点の構築により、国際的に卓越した研究を実現するものであること。

(2)　国際的に卓越した研究活動の継続的実施により若手人材の育成が見込まれること。

(3)　現に国際協創パートナー機関の協力を得て海外に研究室を設置していること及び拠点の活動に必要な教職員を確保し、当該研究室に滞在させていること。

(4)　拠点の運営に関し財務上の健全性及び計画性が確保されていること。

(5)　拠点を設置する方針について、総長と国際協創パートナー機関の長の間で合意が得られていること。

２　総長は、前条の設置申請について、学術経営本部の意見を聴いた上で、前項の基準のいずれにも該当すると認める場合、役員会の議を経て、設置を決定する。

（運営）

第５条　拠点は、次の各号に定めるところにより、運営を行うものとする。

(1)　拠点の長は、主管部局に所属する教員から総長が指名すること。

(2)　拠点に参画する本学の教職員は、主管部局又は連携部局のいずれかに所属している

こと。

(3)　拠点の教員の選考は、前号の所属する部局の教授会において行うこと。

(4)　拠点における研究計画、自己評価その他の拠点に関する必要事項について協議を行うため、主管部局及び連携部局の教職員並びに国際協創パートナー機関の教職員から構成する委員会を設置すること。

(5)　拠点の事務は、主管部局の事務を行う事務組織において処理すること。

(6)　前各号に定めるもののほか、拠点の運営に関し必要な事項について国際協創パートナー機関との間において契約書等に定めるとともに、必要に応じ主管部局及び連携部局の間において申合せ等に定めること。

（計画の変更の承認）

第６条　拠点の長は、次の各号に掲げる変更が生じる場合には、原則として６か月前までに総長に申請しなければならない。

(1)　拠点の名称を変更するとき。

(2)　連携部局が脱退するとき。

(3)　運営体制の変更その他計画内容に大幅な変更が生じるとき。

(4)　その他前各号に準じる重要な変更が生じるとき。

２　総長は、前項の申請について、学術経営本部の意見を聴いた上で、役員会の議を経て変更を承認する。

（変更の届出）

第７条　拠点の長は、当該拠点の教職員に変更があった場合には、当該変更があった年度の末日までに、総長に届け出なければならない。

２　拠点の長は、新たに連携部局が加わった場合には、速やかに、総長に届け出なければならない。

（設置期間）

第８条　拠点の設置期間は、原則として５年とする。

２　拠点の設置期間は、更新することができる。更新後の設置期間は、原則として５年とする。

３　拠点の長は、設置期間を更新する場合、設置期間満了の日の１年前までに総長に申請しなければならない。

４　総長は、前項の申請について、第１０条に規定する活動実績に関する評価を踏まえ、学術経営本部の意見を聴いた上で、役員会の議を経て、設置期間の更新を承認する。

（自己評価）

第９条　拠点は、年度ごとに自己評価を行い、拠点の長は、その結果を総長に報告しなければならない。ただし、第１０条による活動実績に関する評価を行う年度においては、この項に規定する自己評価は行わないものとする。

２　総長は、前項の報告について学術経営本部の意見を聴き、必要に応じて助言をさせる。

（活動実績に関する評価）

第１０条　拠点は、その設置期間満了の１年前までに、活動実績に関する評価を行い、拠点の長は、その結果を、総長に報告しなければならない。ただし、拠点は、活動実績に関す

る評価の実施に際し、必要に応じて、外部評価を活用することができる。
２　総長は、前項の報告について学術経営本部の意見を聴き、必要に応じて助言をさせる。

（成果報告）

第１１条　拠点の長は、設置期間満了の翌年度６月末日までに、当該拠点の成果報告書を作成し、総長に報告しなければならない。

（進捗状況の報告）

第１２条　総長は、拠点の長に対し、拠点の計画の進捗状況その他の必要と認める事項について報告を求めることができる。
２　拠点の長は、前項の規定による求めがあったときには、速やかに、その求めに応じ、総長に報告しなければならない。

（廃止）

第１３条　拠点は、設置期間の満了により廃止するものとする。
２　拠点の長は、設置期間が満了する前に拠点を廃止しようとするときは、その日の１年前までに総長に申請しなければならない。
３　総長は、前項の申請があったときは、学術経営本部の意見を聴いた上で、役員会の議を経て当該拠点を廃止するものとする。
４　総長は、拠点が第４条第１項に定める基準を満たさなくなったときその他拠点の継続が困難な状況が生じたと認めるときは、拠点の設置期間が満了する前であっても、学術経営本部の意見を聴いた上で、役員会の議を経て、廃止を決定することができる。

（補則）

第１４条　この規則に定めるもののほか、拠点に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和８年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学国際協創海外研究拠点規則

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第３章　全学組織等
　　○第７節　国際協創海外研究拠点

沿革情報

◆令和０８年０１月２９日　役員会議決
◇令和０８年０３月２６日
◇令和０８年０９月１５日